

○ 農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第3 事業実施主体</p> <p>1 農業水利施設等整備事業の事業実施主体は都道府県とする。</p> <p><u>2 農地集積促進事業の事業実施主体は都道府県とする。ただし、次に掲げる事業については、それぞれ次に定める者を事業実施主体とすることができる。</u></p> <p><u>(1) 別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(2)及び(3)に掲げる事業</u> 市町村、土地改良区</p> <p><u>(2) 別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)のイに掲げる事業</u> 都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区</p> <p><u>(3) 別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)のイに掲げる事業</u> 市町村、土地改良区又は農業協同組合</p> <p>3 水利用再編促進事業の事業実施主体は都道府県、市町村、土地改良区又はその他都道府県知事が適当と認める者とする。</p> <p>第5 事業の実施手続</p> <p>1 都道府県知事は、都道府県が事業実施主体である事業（以下「都道府県営事業」という。）を実施しようとするとき、又は市町村、土地改良区その他都道府県知事が適当と認める者が事業実施主体である事業（以下「団体営事業」という。）を実施しようとする者から事業を実施したい旨の申請があり、これを妥当と認めるときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに事業採択申請書、事業計画概要書（土地改良法（平成24年法律第195号）に基づき行う場合に限る。）及び第6の計画を地方農政局長等（北海道にあっては<u>国土交通省北海道開発局長を経由して</u>農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長という。以下同じ。）に提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第6 計画の作成</p> <p>本事業の実施にあたって、事業実施主体は、次に掲げるものを実施する場合にあっては、必要な計画を作成するものとする。</p> <p>1 第2の1及び第2の2に掲げる事業を実施する場合</p> <p>(4) 第3の<u>2</u>に基づき、市町村、土地改良区及び農業協同組合が事業を実施する場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事が作成した整備計画と整合の図られた事業となるように配</p>	<p>第3 事業実施主体</p> <p>1 農業水利施設等整備事業の事業実施主体は都道府県とする。<u>ただし、農業水利施設等整備事業のうち次に掲げる事業については、都道府県と併せて、それぞれ次に定める者を事業実施主体とすることができる。</u></p> <p><u>(1) 別表の区分の欄の2の事業種類の(2)及び(3)に掲げる事業</u> 市町村</p> <p><u>(2) 別表の区分の欄の2の事業種類の(1)のイに掲げる事業</u> 都道府県土地改良事業団体連合会</p> <p><u>(3) 別表の区分の欄の2の事業種類の(1)のイに掲げる事業</u> 市町村、土地改良区又は農業協同組合</p> <p>2 水利用再編促進事業の事業実施主体は都道府県、市町村、土地改良区又はその他都道府県知事が適当と認める者とする。</p> <p>第5 事業の実施手続</p> <p>1 都道府県知事は、都道府県が事業実施主体である事業（以下「都道府県営事業」という。）を実施しようとするとき、又は市町村、土地改良区その他都道府県知事が適当と認める者が事業実施主体である事業（以下「団体営事業」という。）を実施しようとする者から事業を実施したい旨の申請があり、これを妥当と認めるときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに事業採択申請書、事業計画概要書（土地改良法（平成24年法律第195号）に基づき行う場合に限る。）及び第6の計画を地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長という。以下同じ。）に提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第6 計画の作成</p> <p>本事業の実施にあたって、事業実施主体は、次に掲げるものを実施する場合にあっては、必要な計画を作成するものとする。</p> <p>1 第2の1及び第2の2に掲げる事業を実施する場合</p> <p>(4) 第3の<u>1</u>に基づき、市町村、土地改良区及び農業協同組合が事業を実施する場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事が作成した整備計画と整合の図られた事業となるように配</p>

慮するものとする。

附則

1～2 (略)

3 平成25年度補正予算(第1号)に伴う、平成25年度における事業採択申請等の提出期限は、第5の1及び附則2の規定にかかわらず、平成26年3月17日までとする。

4 平成26年度における事業採択申請等の提出期限は、第5の1の規定にかかわらず、平成26年10月末日までとする。

別表

区分	事業種類	事業内容
1 (略)	(略)	(略)
2 農地集積促進事業	(1) (略)	(略)
	(2) <u>中心経営体農地集積促進事業</u>	<u>中心経営体(人・農地プラン(人・農地プラン(人・農地問題解決推進事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。))第2の1に定める人・農地プラン(人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記1に準じて作成したものを含む。))及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。))において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。)</u> への農用地の集積に向けた促進支援
	(3) (略)	(略)
3 (略)	(略)	(略)

慮するものとする。

附則

1～2 (略)

別表

区分	事業種類	事業内容
1 (略)	(略)	(略)
2 農地集積促進事業	(1) (略)	(略)
	(2) <u>高度経営体農地集積促進事業</u>	<u>高度経営体への農用地の集積に向けた促進支援</u>
	(3) (略)	(略)
3 (略)	(略)	(略)